

○国土交通省告示第  
号

船舶設備規程（昭和九年遞信省令第六号）第一百十五条の二十三の二第一項、第一百二十二条の二、第一百二十二条の三第一項、第一百二十二条の五第一項、第一百二十二条の六、第一百二十二条の六の三、第一百二十二条の十二及び第一百四十六条の四十八の二、船舶構造規則（平成十年運輸省令第十六号）第六十七条、船舶消防設備規則（昭和四十年運輸省令第三十七号）第五条、船舶防火構造規則（昭和五十五年運輸省令第十一号）第十条第一項、第十一条の二、第十三条第三項、第十四条第二項、第十六条第二項、第二十五条第一項、第二十七条第一項で準用する第九条第三項、第十条第一項及び第十一条の二、第二十七条の八第二項並びに第五十六条の二並びに船舶区画規程（昭和二十七年運輸省令第九十七号）第七十八条の規定に基づき、船橋からの視界及び船橋に設ける窓の要件を定める告示等の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十二年 月 日

国土交通大臣 前原 誠司

船橋からの視界及び船橋に設ける窓の要件を定める告示等の一部を改正する告示  
(船橋からの視界及び船橋に設ける窓の要件を定める告示の一部改正)

第一条 船橋からの視界及び船橋に設ける窓の要件を定める告示（平成十年運輸省告示第三百三十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「視界は、次に掲げる要件に」を「視界は、次に掲げる要件（当該船舶のバラスト水の張排水中にあつては、イ及びハに掲げる要件を除く。）に」に改める。

（船体の強度を保持するための構造の基準等を定める告示の一部改正）

第二条 船体の強度を保持するための構造の基準等を定める告示（平成十年運輸省告示第三百七十九号）の一部を次のように改正する。

第一百四十五条第一項の表基準の欄中「ハッシュ」を「ハッシュ（又はマンホール）」に改める。

（船舶の脱出設備の基準を定める告示の一部改正）

第三条 船舶の脱出設備の基準を定める告示（平成十四年国土交通省告示第五百十号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

船舶の脱出設備その他の非常用設備の基準を定める告示

第一条の次に次の二条を加える。

（避難場所）

第一条の二 規程第一百二十二条の二の告示で定める要件は、次のとおりとする。

一 いずれか一の主垂直区域（船舶防火構造規則（昭和五十五年運輸省令第十一号）の主垂直区域をいう。）が火災により焼失した場合、又は、いずれか一の水密区画が浸水した場合において

て、当該火災又は浸水の影響を受けない場所であること。

二 次に掲げる設備が設けられていること。

イ 空気調和装置又は機械通風装置

ロ 大便所

#### ハ 主照明装置

三 飲料水及び食料を備えること。

四 旅客、船員又はその他の乗船者の看護に充てられる救護の場所に近接していること。

五 当該場所の室温が著しく高温又は低温とならないための措置が講じられていること。

第二条第一項中「規程第百二十二条の二第一項」を「規程第百二十二条の二の二第一項」に改め、同条第二項中「規程第百二十二条の二第二項」を「規程第百二十二条の二の二第二項」に改める。

第三条第一項中「国際航海に従事する旅客船」を「第一種船等（船舶消防設備規則（昭和四十年運輸省令第三十七号）第三十七条第一項の第一種船等をいう。以下同じ。）（限定近海船（船舶救命設備規則（昭和四十年運輸省令第三十六号）第一条の二第七項の限定近海船をいう。以下同じ。）を除く。）」に改め、同項第一号中「（昭和五十五年運輸省令第十号）」第十六条の二」を「第十二条の二」に改め、同条第二項中「国際航海に従事する旅客船以外の船舶」を「第一種船等（限定近海船を除く。）以外の船舶」に改める。

第六条に次の一号を加える。

三 三以上の主垂直区域を有する旅客船又は船の長さが一二〇メートル以上の旅客船（第一種船等（限定近海船を除く。）に限る。）の脱出経路に備え付けるものにあつては、火災によりいずれか一の主垂直区域が焼失した場合においても、他の主垂直区域内において、三時間以上その機能が損なわれないための措置が講じられたものであること。

第七条に次の一号を加える。

四 三以上の主垂直区域を有する旅客船又は船の長さが一二〇メートル以上の旅客船（第一種船等（限定近海船を除く。）に限る。）に設けるものにあつては、火災によりいずれか一の主垂直区域が焼失した場合においても、他の主垂直区域内において、三時間以上その機能が損なわれないための措置が講じられたものであること。

第八条の次に次の一条を加える。

（補助照明装置）

第八条の二 規程第一百二十二条の六の三の告示で定める要件は、次のとおりとする。

- 一 旅客室の主照明装置への給電が停止した場合に、自動的に点灯し、かつ、三〇分以上点灯するものであること。
- 二 非常電源又は旅客室内に設置された蓄電池から給電することができるものであること。

第十条の次に次の二条を加える。

(非常用制御場所)

第十二条 規程第二百二十二条の十二の告示で定める要件は、次の各号に掲げる設備のうち当該船舶に備え付けなければならないものの制御等をするための装置を有するものとすることとする。ただし、管海官庁が当該船舶の設備等を考慮して差し支えないと認める場合には、この限りでない。

一 非常標識（電気式のものに限る。）

二 載貨扉開閉表示装置

三 漏水検知装置及びテレビ監視装置（載貨扉からの漏水を確認するためのものに限る。）

四 テレビ監視装置その他の有効な監視装置（ロールオン・ロールオフ貨物区域若しくは車両区域における貨物の移動又は当該区域への関係者以外の者の立入りを監視するためのものに限る。）

五 浸水警報装置（旅客定員が三六人以上の旅客船（平水区域を航行区域とするものを除く。）に備え付けるものに限る。）

六 電動通風装置

七 船舶区画規程（昭和二十七年運輸省令第九十七号）第五十一条に規定する水密すべり戸

八 船舶救命設備規則第八十二条に規定する警報装置

- 九 船舶消防設備規則第五条第一号に規定する消火ポンプ及び非常ポンプ
- 十 船舶消防設備規則第五条第四号に規定する固定式加圧水噴霧装置
- 十一 船舶消防設備規則第五条第六号に規定する自動スプリンクラ装置
- 十二 船舶消防設備規則第五条第九号に規定する機関室局所消火装置
- 十三 船舶消防設備規則第五条第十三号に規定する火災探知装置（位置識別機能付火災探知装置に限る。）

- 十四 船舶消防設備規則第五条第十四号に規定する手動火災警報装置
- 十五 船舶消防設備規則第五十二条の二に規定する警報装置
- 十六 船舶防火構造規則第十三条第三項に規定するA級防火戸
- 十七 船舶防火構造規則第十四条第二項に規定するB級防火戸
- 十八 船舶防火構造規則第十六条の二に規定する排気式機械通風装置
- （航海用具の基準を定める告示の一部改正）

第四条 航海用具の基準を定める告示（平成十四年国土交通省告示第五百十二号）の一部を次のように改正する。

第三十七条の二を次のように改める。

（浸水警報装置）

第三十七条の二 規程第百四十六条の四十八の二第一号の船舶に備える検知器及び警報盤の告示で定める要件は、次のとおりとする。

一 検知器は、最高区画喫水（船舶区画規程（昭和二十七年運輸省令第九十七号）第二条第十二項における最高区画喫水をいう。）における船舶の每センチメートル排水量（立法メートル）を超える容積を有する水密区画に設置されていること。ただし、最高区画喫水における船舶の毎センチメートル排水量が、三〇立方メートル以下の場合にあつては、三〇立方メートルを超える容積を有する水密区画に設置されていること。

二 警報盤は、検知器からの信号が伝達された場合に、船橋及び非常用制御場所（船橋に隣接する場所に設けるものに限る。）において、可視可聴の警報を発するものであること。

2 規程第百四十六条の四十八の二第二号の船舶に備える検知器及び警報盤の告示で定める要件は次のとおりとする。

一 検知器は、貨物倉に浸水が生じた場合に、当該浸水の水面が当該貨物倉の船尾側において内底板から〇・三メートル以上の高さの位置及び内底板から上甲板下面までの垂直距離の一五パーセントに相当する高さを超えない高さの位置まで達したとき、警報盤に信号を伝達できるものであること。

二 警報盤は、検知器からの信号が伝達された場合に、船橋において可視可聴の警報を発するも

のであること。

第一号表操船信号灯の項中「光を急速に」を「<sup>せん</sup>闪光を急速に」に改める。

(船舶の消防設備の基準を定める告示の一部改正)

第五条 船舶の消防設備の基準を定める告示(平成十四年国土交通省告示第五百十六号)の一部を次のように改正する。

第四条に次の二項を加える。

4 三以上の主垂直区域を有する旅客船又は船の長さ(満載喫水線規則(昭和四十三年運輸省令第  
三十三号)第四条の船の長さをいう。)が百二十メートル以上の旅客船(第一種船等(限定近海  
船を除く。)に限る。)に配置する送水管にあつては、火災によりいずれか一の主垂直区域が焼  
失した場合においても、他の主垂直区域において、三時間以上その機能が損なわれないための措  
置が講じられたものであること。

第七条第三号中「第四十五条第一項第二号」を「第四十四条第一項第二号」に改める。

第十条第一号イ中「有するものであること。」を「有するものであり、かつ、融点が摂氏九百二  
十五度を超えるものであること。」に改め、同号に次のように加える。

ホ 制御弁により閉鎖状態となる管の部分には、圧力逃し弁を備え、その弁からの排気が船外  
に導かれるものであること。

ヘ 管及び関連する装置は適切に固定されていること。

第十条中第六号を第七号とし、同条第五号中「ガス貯蔵容器」の下に「、管」を加え、同号を同条第六号とし、第四号を第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四 放出管は、自由通気試験を行うための付属の部品を取り付けたものであること。  
第十条に次の二項を加える。

2 炭酸ガスを消火剤として使用する固定式鎮火性ガス消火装置であつて、炭酸ガスを冷却装置により液化し、低圧の状態で貯蔵する装置を有するものは、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。

一 当該装置の制御装置及び冷却装置が設置されている場所に貯蔵容器が設置されていること。  
二 貯蔵容器に次に掲げる装置等を備え付けていること。

#### イ 圧力計測装置

ロ 容器内の圧力が圧力逃がし弁の作動圧力を超えた場合に警報を発する装置

ハ 容器内の圧力が一・八ニュートン毎平方ミリメートル未満となつた場合に警報を発する装

置

二 止め弁がついた液化炭酸ガスを充てんするための管

ホ 放出管

## ヘ 液面表示装置

### ト 二組の圧力逃し弁

三 弁により閉鎖状態になり、かつ、各機器の許容圧力を超える圧力を生じる恐れのある管の部分に、圧力を逃がすための装置を備え付けていること。

四 國際航海に從事する旅客船であつて旅客定員が三十六人を超えるもの及び係留船には、次に掲げる場合に中央制御場所（船舶防火構造規則（昭和五十五年運輸省令第十一号）第五十六条の中中央制御場所をいう。）に可視可聴警報を発する装置を備え付けていること。

イ 貯蔵容器内の圧力が圧力逃し弁の作動圧力を超えたとき

ロ 貯蔵容器内の圧力が一・八ニュートン毎平方ミリメートル未満となつたとき

ハ 冷却装置が作動しないとき

二 貯蔵容器内の液位が許容される最低位に達したとき

五 國際航海に從事する旅客船であつて旅客定員が三十六人を超えるもの及び係留船以外の船舶には、前号イからニまでの場合に可視可聴警報を発する装置（船舶機関規則（昭和五十九年運輸省令第二十八号）第九十六条第四号イからトまでに規定する基準に適合するものに限る。）を備え付けていること。

六 当該装置により複数の区域に炭酸ガスを放出する場合に、当該装置の制御装置により放出量

を調整できること。

第三十二条第二項中第六号を同項第七号とし、同項第五号中「（限定近海貨物船を除く。）に前号ただし書」を「（旅客定員が三十六人を超える第一種船及び第二種船（第二種船にあつては遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶（限定近海船を除く。）に限る。）並びに限定近海貨物船を除く。）に第四号ただし書」に改め、同号を同項第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 旅客定員が三十六人を超える第一種船又は第二種船（第二種船にあつては遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶（限定近海船を除く。）に限る。）には、第三号及び第四号の容器に異物が混入することなく酸素又は空気を再充てんすることができる装置であつて、次のイ又はロのいずれかの要件に適合するものを備え付けなければならない。

イ 主電源及び非常電源から給電されるもの又は蓄電池から給電されるものであり、一分間に六十リットル以上四百二十リットル以下の容量の酸素又は空気を圧縮できること。

ロ 一の自蔵式呼吸具につき千二百リットル以上五万リットル以下の酸素又は空気を高圧で圧縮できること。

第三十四条第二項に次の一号を加える。

八 第一種船及び第二種船（ただし、平水区域を航行区域とするものを除く。）の旅客室に設置される火災探知装置が感応した場合において、当該旅客室に可聴警報が発せられるものである

こと。

(小型船舶の基準を定める告示の一部改正)

第六条 小型船舶の基準を定める告示（平成十四年国土交通省告示第五百十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項第三号中「船舶設備規程第九号表の三第五欄」を「航海用具の基準を定める告示第一号表」に改める。

(船舶の防火構造の基準を定める告示の一部改正)

第七条 船舶の防火構造の基準を定める告示（平成十四年国土交通省告示第五百十八号）の一部を次のように改正する。

第五条の次に次の一条を加える。

(多層甲板公室の保護)

第五条の二 規則第十一条の二の告示で定める仕切りは、別表第四に定める仕切りとする。ただし、旅客定員が三六人以下の旅客船に設ける多層甲板公室は、管海官庁が適当と認める仕切りで形成する囲壁の内部に設けることとする。

第七条第二項第一号に次のように加える。

ホ 戸の下部に戸のわくを設けない戸は、不燃性の敷居を戸の下部に取りつけること。

へ　ホの場合においては、下部の隙間が十二ミリメートルを超えないように取り付けられていること。

第八条第一項第一号中「当該戸を設ける隔壁と同等の耐火性を有する不燃性材料のものである」と。「を「次に掲げる要件に適合するものであること。」と改め、同号に次のように加える。

イ　当該戸に設ける隔壁と同等の耐火性を有する不燃性材料のものであること。

ロ　戸の下部に戸のわくを設けない戸は、下部の隙間が二五ミリメートルを超えないように取り付けられていること。

第十条第二項第二号中「不燃性材料」を「鋼又は鋼と同等の材料」に改め、同項第九号を同項第十一号とし、同項第八号を同項第十号とし、同項第七号の次に次の二号を加える。

八　旅客定員が三六人を超える旅客船の主洗濯室（大型業務用洗濯機等が設置され、主として船員が業務として旅客室の敷布等の洗濯及び乾燥等を行う部屋をいう。以下同じ。）からの排気用のダクトは、次に掲げる要件に適合するものであること。

イ　清掃のため容易に取り外すことができるフィルターが取り付けられていること。

ロ　ダクトの下端に自動閉鎖型の防火ダンパー（主洗濯室内において遠隔で操作できるものに限る。）が備え付けられていること。

九　主洗濯室内において、送風機を停止するための遠隔操作装置が備え付けられていること。

第二十条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号中「前五号」を「前四号」に改め、同号を同条第五号とする。

第二十一条第一項中「及び近海区域」を「又は近海区域」に改め、同条第二項中「第三条、第六条」を「第三条」に改め、「第八条第二項」の下に「、第九条第三項、第十条第一項、第十二条の二」を加え、「、第十六条第一項及び第二項」を「、第十六条第二項」に、「第六条中」を「第六条第二項中」に改める。

第二十六条第二項第一号中「不燃性材料」を「鋼又は鋼と同等」に改め、同項第五号中「下方末端」を「両端」に改める。

第四十六条の次に次の二条を加える。

(火災時に安全帰港するための措置)

第四十六条の二 規則第五十六条の二の告示で定める装置等は、次に掲げるものとする（当該装置等が設置されていない場合を除く。）。

- 一 船舶設備規程第百三十五条に規定する操舵<sup>だ</sup>装置
- 二 船舶設備規程第百四十六条の四十八の二に規定する浸水警報装置（同条第一号の船舶に備え付けるものに限る。）

三 船舶区画規程第五十一条に規定する水密すべり戸

四 船舶区画規程第七十八条に規定するビルジ管装置  
五 船舶機関規則（昭和五十九年運輸省令第二十八号）第一条第一号に規定する機関  
六 船舶救命設備規則第四十一条に規定する持運び式双方向無線電話装置、第四十一条の二に規定する固定式双方向無線電話装置又は第四十一条の三に規定する船舶航空機間双方向無線電話装置

七 船舶救命設備規則第八十二条に規定する警報装置  
八 船舶消防設備規則第五条第一号ハに規定する送水管

九 船舶消防設備規則第五条第二号に規定する固定式鎮火性ガス消火装置

十 船舶消防設備規則第五条第三号に規定する固定式泡消火装置

十一 船舶消防設備規則第五条第四号に規定する固定式高膨張泡消火装置

十二 船舶消防設備規則第五条第五号に規定する固定式加圧水噴霧消火装置

十三 船舶消防設備規則第五条第六号に規定する自動スプリンクラ装置

十四 船舶消防設備規則第五条第九号に規定する機関室局所消火装置

十五 船舶消防設備規則第五条第十三号に規定する火災探知装置（位置識別機能付火災探知装置に限る。）

十六 船舶消防設備規則第五十二条の二に規定する警報装置

十七 船舶構造規則（平成十年運輸省令第十六号）第五十八条に規定するビルジ管装置及びバラスト管装置

十八 その他管海官庁が定める装置等

2 規則第五十六条の二の告示で定める船内の場所は、次のとおりとする。

一 船橋

二 機関制御室

三 避難場所

四 船員法施行規則（昭和二十二年運輸省令第二十三号）第三条の三第二項第二号に規定する作業の現場における指揮者及びその代行者がいる場所

別表第1備考1(7)ハ中「、売店」を削り、同(8)中「サウナ」の次に「、売店」を加える。

（船舶の区画の水密を保持するための設備の基準等を定める告示の一部改正）

第八条 船舶の区画の水密を保持するための設備の基準等を定める告示（平成二十年国土交通省告示第千四百五十八号）の一部を次のように改正する。

第十二条に次の一号を加える。

十四 三以上の主垂直区域を有する旅客船又は船の長さが一二〇メートル以上の旅客船（第一種船等（船舶消防設備規則（昭和四十年運輸省令第三十七号）第三十七条第一項の第一種船等を

いう。（限定近海船（船舶救命設備規則（昭和四十年運輸省令第三十六号）第一条の二第七項に規定する限定近海船をいう。）を除く。）に限る。）に設けるビルジ管装置にあつては、火災によりいずれか一の主垂直区域が焼失した場合においても、他の主垂直区域において、三時間以上その機能が損なわれないための措置が講じたものであること。

#### 附則

##### （施行期日）

第一条 この告示は、平成二十二年七月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第三条中船舶の脱出設備を定める告示第三条の改正規定（同条第一項第一号の改正規定を除く。）並びに第七条中船舶の防火構造の基準を定める告示第二十条の改正規定及び第二十一条の改正規定（「第三条、第六条」を「第三条」に改める部分及び「第八条第二項」の下に「、第九条第三項、第十条第一項、第十二条の二」を加える部分に限る。）は、平成二十四年一月一日から施行する。

##### （経過措置）

第二条 この告示による改正後の船舶の脱出設備その他の非常用設備の基準を定める告示第六条第三号及び第七条第四号、船舶の消防設備の基準を定める告示第四条第四項並びに船舶の区画の水密を保持するための設備の基準等を定める告示第十二条第十四号の規定は、遠洋区域又は近海区域を行区域とする第二種船（船舶救命設備規則第一条の二第二項の第二種船をいう。）であつて施行日

以後平成二十四年一月一日前に建造されるものについては適用しない。

第三条 施行日前に建造され、又は建造に着手された船舶（以下「現存船」という。）については、この告示による改正後の船舶の脱出設備その他の非常用設備の基準を定める告示、航海用具の基準を定める告示、船舶の消防設備の基準を定める告示、船舶の防火構造の基準を定める告示（第七条及び第八条の規定を除く。）及び船舶の区画の水密を保持するための設備の基準等を定める告示の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

2 施行日前に設置されたA級仕切りにおける戸（船舶の防火構造の基準を定める告示第七条第二項第一号のA級仕切りにおける戸をいう。）及びB級仕切りにおける戸（同告示第八条第一項第一号のB級仕切りにおける戸をいう。）については、この告示による改正後の船舶の防火構造の基準を定める告示第七条及び第八条の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

3 現存船であつて施行日以後主要な変更又は改造を行うものについては、当該変更又は改造後は、前二項の規定にかかわらず、管海官庁の指示するところによる。

4 施行日以後平成二十四年一月一日前に建造され、又は建造に着手された船舶については、附則第一条のただし書に規定する改正規定による改正後の船舶の脱出設備その他の非常用設備の基準を定める告示及び船舶の防火構造の基準を定める告示の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

5 施行日以後平成二十四年一月一日前に建造され、又は建造に着手された船舶であつて同日以後主要な変更又は改造を行うものについては、当該変更又は改造後は、前項の規定にかかわらず、管海官庁の指示するところによる。